

令和7年10月1日

浄化槽管理者（設置者） 各位

公益社団法人 千葉県浄化槽検査センター

住所 千葉市中央区中央港 1-11-1

電話 043-246-6283

浄化槽法定検査に係る手数料の改定について

浄化槽管理者の皆様には、日頃より身近な河川等の水質保全のため、浄化槽の適正な維持管理(保守点検、清掃、法定検査)にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、法定検査の手数料については、平成4年度の改定後は、平成17年度に一般家庭に多い10人槽以下の合併浄化槽について1,000円を減額して以来、経営努力を重ねて手数料を据え置いてまいりました。

しかしながら、昨今の人件費や物価の高騰等、経営努力では今後の事業運営が困難な状況となっています。

このため、千葉県から手数料変更の承認を受け、下表のとおり新たな手数料に改定させていただくこととなりました。

当センターといたしましては、引き続き経営の効率化、経費の節減に努めてまいりますので、皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

○浄化槽法定検査手数料改定一覧表

【現行】

人槽	法第7条検査	法第11条検査	
	合併浄化槽	単独浄化槽	合併浄化槽
～10	10,000円	5,000円	5,000円
11～20	14,000円	8,000円	10,000円
21～50	15,000円	9,000円	11,000円
51～100	18,000円	12,000円	14,000円
101～300	20,000円	14,000円	16,000円
301～500	22,000円	16,000円	18,000円
501～	26,000円	20,000円	22,000円

【令和8年4月1日～】

法第7条検査	法第11条検査
11,000円	6,000円
14,500円	10,500円
15,500円	11,500円
18,500円	14,500円
20,500円	16,500円
22,500円	18,500円
26,500円	22,500円

※法第7条検査とは、浄化槽を新たに設置した後に最初に行う検査

法第11条検査とは、浄化槽の維持管理状況を確認するため毎年1回行う検査

上記手数料は、消費税は非課税です。

浄化槽法定検査の 手数料が変わります!!

令和8年4月1日から

浄化槽法定検査手数料の改定について

浄化槽管理者の皆様には、日頃より身近な河川等の水質保全のため、浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、法定検査の手数料については、平成4年度の改定後は、平成17年度に一般家庭に多い10人槽以下の合併浄化槽について1,000円を減額して以来、経営努力を重ねて手数料を据え置いてまいりました。

しかしながら、昨今の人件費や物価の高騰等、経営努力では今後の事業運営が困難な状況となっています。

このため、千葉県から手数料変更の承認を受け、下表のとおり新たな手数料に改定させていただくこととなりました。

当センターといたしましては、引き続き経営の効率化、経費の節減に努めてまいりますので、皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

浄化槽法定検査手数料 人槽別一覧表

【現行】

人槽	法第7条検査	法第11条検査	
	合併浄化槽	単独浄化槽	合併浄化槽
～10	10,000円	5,000円	5,000円
11～20	14,000円	8,000円	10,000円
21～50	15,000円	9,000円	11,000円
51～100	18,000円	12,000円	14,000円
101～300	20,000円	14,000円	16,000円
301～500	22,000円	16,000円	18,000円
501～	26,000円	20,000円	22,000円

【令和8年4月1日～】

法第7条検査	法第11条検査
11,000円	6,000円
14,500円	10,500円
15,500円	11,500円
18,500円	14,500円
20,500円	16,500円
22,500円	18,500円
26,500円	22,500円

※法第7条検査とは、浄化槽を新たに設置した後に最初に行う検査

法第11条検査とは、浄化槽の維持管理状況を確認するため毎年1回行う検査

上記手数料は、消費税は非課税です。

公益社団法人

千葉県知事指定検査機関

千葉県浄化槽検査センター

cjks.jp

検索

快適な暮らしと

きれいな川、沼、海を守る

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1

TEL 043-246-6283 FAX 043-246-6231

